

感染者と濃厚接触した児童生徒等の出席等の取扱いについて

原則として、濃厚接触者の特定は保健所が行うものではありませんが、保健所の積極的疫学調査の遅れ・休止等が生じている当面の間、感染者と接触した児童生徒等の出席の取扱いについては、下記のとおりとします。

学校が、下記のとおり取扱いとした後、保健所から「濃厚接触者の特定」があった場合は、すみやかにその指示に従ってください。

1 感染者と濃厚接触した児童生徒等の定義

原則として、下記の定義に当てはまる者とします。

※ 「感染者」は、同居家族、親戚、友人、職場、塾等、接触した人や場所等は問わないこととします。

※ 下記の定義に当てはまるかどうかについては、当該児童生徒や保護者から接触の状況を聞き取る等により、学校で御判断ください。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症 2 日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の 2 日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

別添 令和3年8月27日付け文部科学省発出の対応ガイドライン（第1版）のP2より抜粋

2 出席停止期間

感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間

※ 感染者が家族の場合、その同居家族が濃厚接触者にあたるかや、その期間については、保健所が感染者の療養状況（入院、自宅療養等）や家庭の感染対策状況等を把握の上、判断することになります。保健所から感染者に連絡があった場合は、最終接触日を確認するよう事前に児童生徒等及びその保護者へ伝えてください。

3 学校等欠席者・感染症情報システムへの入力について

1の者の入力については、別紙2-2「新型コロナウイルス感染症に係る学校等欠席者・感染症情報システムへの入力について【令和3年11月12日版】」の(1)⑤のとおりに入力し、その後、保健所に濃厚接触者に特定された場合は、(1)④に切り替えてください。遡って修正する必要はありません。